

第3部

計画の推進に向けて

第1章 財政見通しを踏まえた計画の推進

第1節 財政の見通し

村では、これまで財政が縮小する中で、少ない自己財源を補う形で、国からの補助金・交付金などを積極的に活用することで、効果的な財政運営を行い、村民への行政サービスの提供やローカルベンチャーなどの意欲的な取組を進めてきました。

しかしながら、長引く景気低迷や人口減少・高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症対策などに伴い、地方だけでなく国の財政状況も厳しくなっており、国の制度見直しも想定されるなど、村の財政に与える影響は不透明であり、今後、財源確保が厳しい状況に直面することも予測されます。

今後、持続可能なむらづくりを進めていくためには、計画的で健全な財政運営のもとでの着実な事業推進が求められることから、向こう10年間の中長期的な視点による財政収支フレームをまとめました。これは、本計画に示された取組を裏付け、計画の実行性を高めるものです。

<フレーム推計（試算）の考え方>

令和3（2021）年度一般会計予算額をベースに推計を行いました。税制や国・県の制度など村の財政への影響予測が困難なものについては、現行制度が継続するものと仮定しています。

●歳入

地方税 (村税)	村の人口減少傾向を反映させ減収を見込む。令和4(2022)年度以降の入湯税は新型コロナウイルスの影響が少ない令和2(2020)年度額を据置。軽自動車税はこれまで増加傾向でしたが、今後の人口減、ローカルモビリティの推進を勘案し据置。
地方譲与税・交付金	地方譲与税は、現行制度の継続を前提として令和3(2021)年度予算額を据置。 交付金は、将来人口を反映し地方消費税交付金は減収を見込むが、それ以外は現行制度の継続を前提として令和3(2021)年度予算額を据置。
地方交付税	普通交付税は、村税の動向や公債費の推移などを反映して試算。特別交付税は今後の見込みが難しいことから、これまでの推移をもとに推計。
国・県支出金	投資的事業の負担分は、今後見込まれる地方創生関係交付金などを勘案して試算、令和8(2026)年度以降は事業の見込みが難しいことから、地方創生関係交付金を計上せずに推計。
村債	庁舎建設などにより増額した村債発行額を適正化することを前提として、令和4(2022)年度以降は計画的に減少を見込む。
その他	分担・負担金、使用料・手数料は、令和3(2021)年度予算額を据置。 寄付金は、増額された令和3(2021)年度予算額の規模を推移させるものとして推計。 財産収入は過去の実績をもとに試算、横ばいで推計。 繰入金金は、経常的な見込みが難しいため、過去の実績をもとに繰上償還分も見込んだ上で推計。

●歳出

人件費	適正な職員定数を確保する計画により、増額を見込む。
扶助費	近年、大きな増加はみられないことから、令和3年度予算額を据置。
公債費	発行済み及び起債予定の村債分の償還額を積み上げて試算。財政健全化の視点から収支状況を鑑みながら繰上償還を計画。
物件費	実施計画で位置付ける事業をもとにこれまでの実績なども踏まえて推計額を試算。地方創生関係交付金の縮減に伴い、段階的に減少傾向とし、令和8(2026)年度以降は据置。
維持補修費	新たに整備された施設も含め、適正な維持管理、計画的な補修などにより経費を平準化するものとして、令和3(2021)年度予算額を据置。
補助費等	現行の継続を前提として令和3(2021)年度予算額を据置。
積立金	過去の実績をもとに、収支状況を鑑みながら段階的に増額、令和8(2026)年度以降は据置。
繰出金	令和3(2021)年度予算額の規模を維持するものとして、据置。
普通建設事業費	実施計画で位置付ける事業をもとに、これまでの実績なども踏まえて推計額を試算。予算内の中で平準化して実施することとして段階的に減少、令和8(2026)年度以降は据置。

●財政フレーム

(単位：百万円)

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
歳入	地方税	132	142	141	141	140	140	139	139	139	138
	地方譲与税・交付金	59	59	59	58	58	58	58	58	57	57
	地方交付税	1,588	1,365	1,300	1,287	1,265	1,196	1,172	1,135	1,145	1,149
	国・県支出金	549	507	437	437	412	342	342	342	342	342
	村債	583	300	300	250	250	200	200	200	200	200
	その他	685	629	643	604	607	649	618	596	564	529
	歳入計	3,597	3,000	2,880	2,777	2,732	2,584	2,529	2,470	2,447	2,415
歳出	人件費	370	372	374	376	377	379	381	383	385	387
	扶助費	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112
	公債費	478	522	490	462	422	424	388	329	340	336
	物件費	1,304	980	860	780	710	620	620	620	620	620
	維持補修費	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
	補助費等	291	291	291	291	291	291	291	291	291	291
	積立金	81	50	80	100	100	120	120	150	150	150
	繰出金	185	185	185	185	185	185	185	185	185	185
	普通建設事業費	621	350	350	330	330	280	280	280	280	280
	歳出計	3,494	2,912	2,792	2,685	2,578	2,461	2,428	2,401	2,413	2,411
実質公債費比率 (%)	14.6	16.0	16.0	16.1	16.9	16.2	15.6	14.2	12.9	11.7	
将来負担比率 (%)	20.0	19.8	15.9	11.8	6.5	2.9	-2.2	-6.5	-9.5	-12.7	
村債残高 (百万円)	3,659	3,773	3,553	3,365	3,155	2,984	2,761	2,574	2,446	2,306	
財政力指数(3カ年平均)	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	

第2節 財政指標の見通し

財政運営への影響や健全度を示す指標を示します。

借入金返済額の状況を見る指標「実質公債費比率」

借入金（村債）の返済額（公債費）が年間収入に対してどの程度あるか、借金返済の負担が大きすぎないか、資金繰りの危険度を示すものです。比率が高くなるほど、財政運営の自由度が下がることになります。

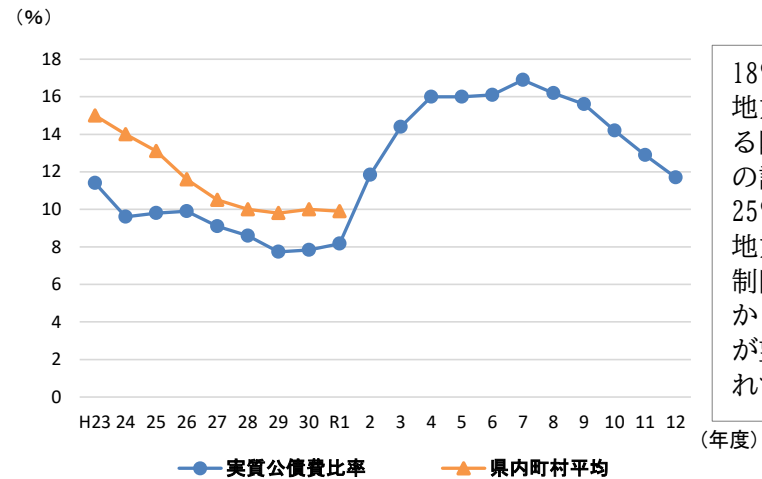
村の実質公債費比率は、ここ数年の村債の拡大により今後数年は上昇傾向にあります。望ましいとされる18%を下回っており、その後は、村債の適正な起債と計画的な返済により減少していくものと思われます。

将来にわたる負担度合いを見る指標「将来負担比率」

借入金（村債）や将来支払っていく可能性のある負担などが、年間収入の何倍であるかを示すものです。この比率が高くなるほど、今後の財政運営が圧迫される可能性が高くなります。

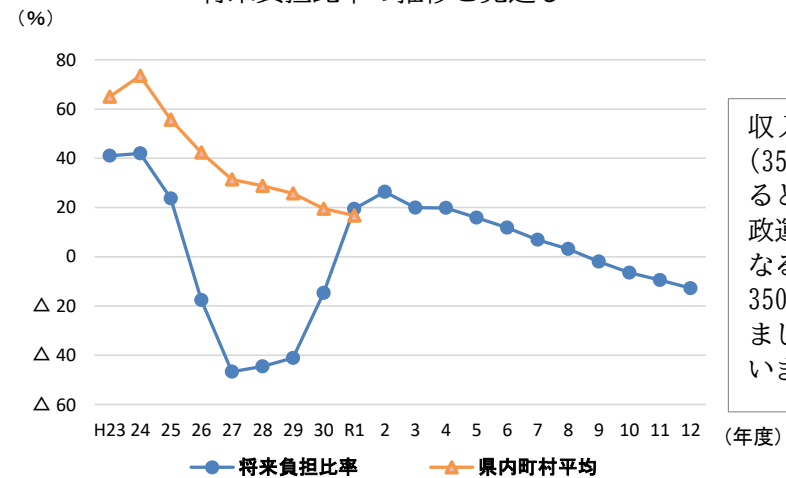
現在はまだ余裕があり、今後も村債の発行抑制により減少していくものと思われます。

実質公債費比率の推移と見通し



18%を超えると地方債を発行する際に総務大臣の許可が必要、25%以上で一部地方債の発行が制限されることから、18%以下が望ましいとされています。

将来負担比率の推移と見通し



収入の3.5倍(350%)を超えると、今後の財政運営が厳しくなることから、350%以下が望ましいとされています。

第3節 健全な財政運営に向けた今後の方針

今後、村の財政は、歳入の確保が厳しい状況にある中で、歳出の適正化と、計画的で効果的な村債発行や基金積み立てなどにより、健全な財政運営を進めていく必要があります。

今後の社会情勢や国の政策、制度見直しなどにより財源見通しが大きく変わる場合は、適宜見直しを図っていくことが必要です。

歳入の確保

人口が少ない本村では、税収の大幅な増額を見込むことは難しい状況にありますが、子育て支援や医療・福祉の充実などによる定住支援、ローカルベンチャーや移住支援により、人口減少を抑制し、税収の確保を図ります。

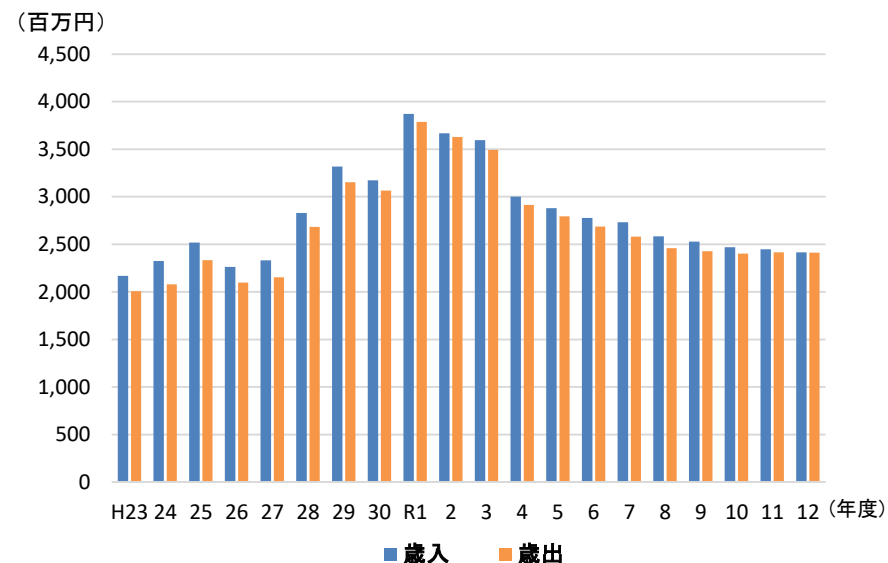
また、国の政策動向を注視しながら、引き続き、国の助成金・補助金などを活用することで、財源の確保を図ります。

歳出の適正化

平成26（2014）年度以降、国の地方創生事業や、保育園やあわくら会館など多額の建設事業などが主な要因となり、村の財政規模は年々大きくなる傾向にありました。今後、国からの財源の見通しが確実でないことなどから、優先順位を考慮しながら必要な事業を取捨選択し、無理のない適正な歳出規模となるよう、縮減を図ります。

道路や上下水道などの生活基盤施設については、計画的で適正な更新と維持・修繕を図ることで、経費の平準化に努めます。

歳入・歳出の推移と見通し



委託による効果的な事業推進

村民のニーズや村が抱える課題が多様化、複雑化、高度化する中で、限られた行政の人員や予算だけで課題解決することは難しい状況です。職員人員数の適正化、民間活力の導入や事業の外部委託なども進めていくことが求められており、そのための人件費や物件費を想定しておく必要があります。

村債の縮減による将来の負担軽減

村債は、村が行う借入れ（借金）で、現在と将来の村民への負担を公平にする役割と、毎年の支出を平準化する役割があります。例えば長期にわたって利用できる施設を建設する場合、一時期に多額の予算を執行するのではなく、村債を活用して10～20年かけて支払うようにしています。

村債残高は、令和2（2020）年度末で約40億円となっています。ここ数年、保育園やあわくら会館などの施設整備に伴い、一時的に村債が大きく増加し、返済額の負担も拡大傾向にあります。今後は、事業の適正化と基金の活用などにより、起債を計画的に抑制すると共に、繰上償還も併用しながら、将来にかかる財政負担を最小限に抑えていきます。

基金の活用

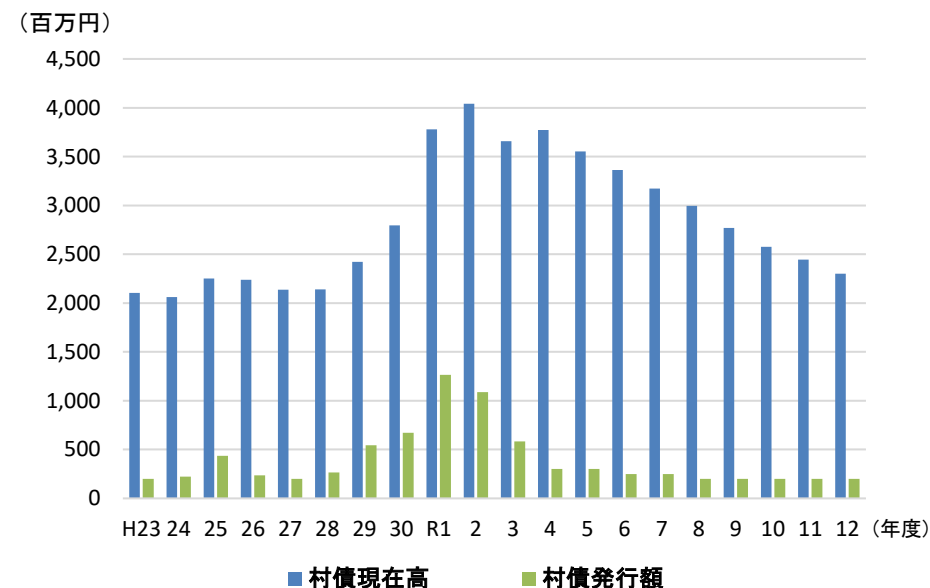
計画期間内に関わらず、今後、多額な資金を必要とする事業に備えて、基金の計画的な積立を行い、有効活用を図ります。

適正な予算管理と財政状況の共有

毎年度の事業の適正な予算管理と事業評価による進捗管理を行うと共に、新たな財政運営の取組や事業の見直しなどにより、財政の健全化の維持に努めます。

村の財政状況については、毎年度、村民に公表し理解を求めると共に、透明性の高い財政運営を図ります。

村債現在高の推移と見通し



第2章 計画の進行管理と評価、見直し

第1節 計画の進行管理について

2-1 行政の推進体制

総合振興計画は、村の将来像の実現に向けて、様々な分野の多岐にわたる施策を総合的かつ体系的に位置づけたものです。したがって、本計画を実現するためには、行政内の組織の幅広い連携を図り、計画を適正に推進・管理していく必要があります。

このため、特に重点課題に係る各施策・事業については、関係各課間の連携を密にすると共に、管理職会議などを活用して分野横断的な推進体制を構築し、施策の総合的かつ効率的な展開を図ります。

また、各分野の施策・事業については、所管各課が責任を持ってその推進を図ると共に、総務企画課が中心となって各課との調整などを行いつつながら、計画全体の進行管理を行います。

あわせて、アンケート調査を年1回実施し、進捗把握を行うと共に、村民の皆様へその結果を共有します。

2-2 進行管理システムの導入

① 進行管理システムの目的

本計画で示す村の将来像を実現するためには、各施策を着実に推進し、定期的な進行管理を行うことが重要です。

このため、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のPDCAサイクルに即した施策や事業の進行管理を行い、計画の実効性を高めていきます。

PDCAサイクルによる進行管理には、次のような意義や目的があります。

●村民への説明責任と透明性の確保

進行管理の結果を村民に対し公表することにより、個々の施策・事業の目標やその効果について村民のみなさんにも広く知っていただき、より透明性の高い行政運営を目指します。

●行政の生産性の確保と向上

行政が行う各施策・事業について、なるべく定量的な指標を用いて進行管理することにより、行政の生産性の確保・向上を図ります。

●目標や成果を重視した行政運営の推進

各施策や事業が村民に「どれだけの効果をもたらしたか」という視点に立って事業の進行管理を行い、目標や成果を重視した行政運営を推進します。

② 進行管理システムの対象事業

進行管理システムにより管理していく事務事業は、総合振興計画実施計画に記載した事業のうち、施策体系上特に重要と判断される事務事業（重点事業）とします。

③ PDCA サイクルによる進行管理システム

●PLAN（取組の策定）

村民のみなさんの声を反映しながら総合振興計画（基本構想）を策定すると共に、基本構想に示された基本的施策に基づき分野ごとに施策を体系的に示した基本計画及び実施計画を策定します。

また、本計画及び関連計画に基づく事業の進捗状況を踏まえながら、毎年度、財政計画を策定します。

●DO（施策・事業の実施）

行政、村民や地域、団体・企業などの各主体の連携を図りながら各施策を展開します。

●CHECK（施策・事業の点検・評価）

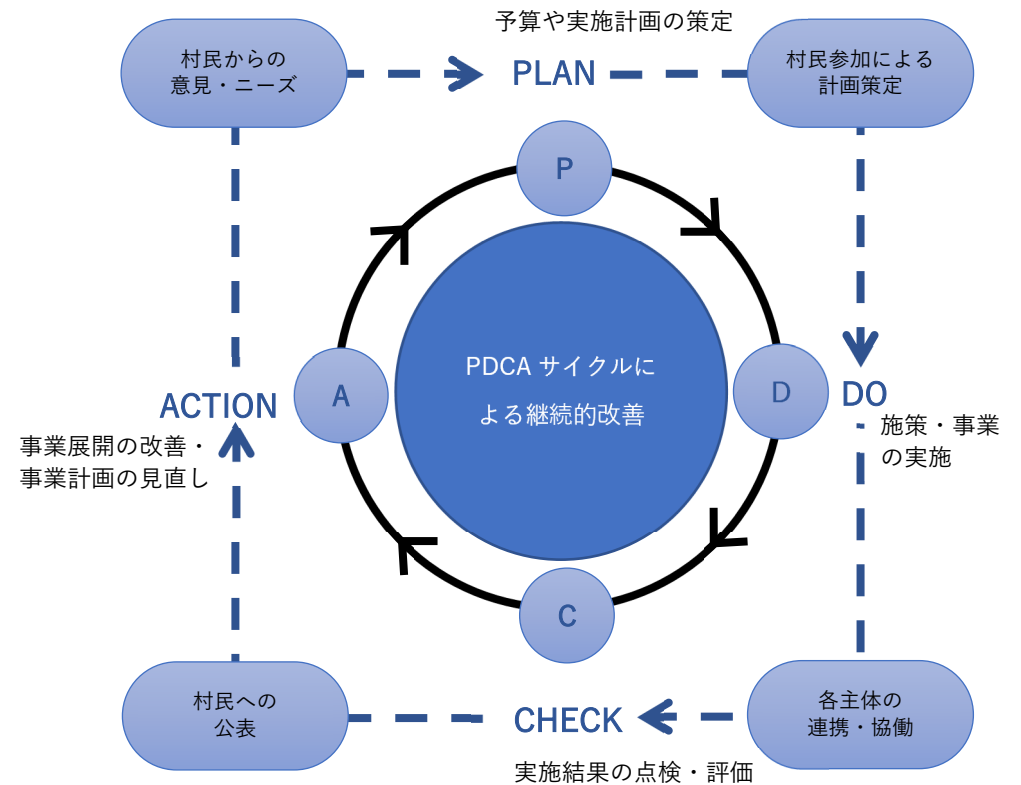
基本計画では、施策の推進目標を具体的に示すため、「指標」を設定しています。

この「指標」をベースに、毎年度、実施事業の進捗状況や成果・効果などを点検・評価し、特に重点事業の実施状況については広報などを通じて村民に公表します。

また、中間年度においては個別施策に対する進捗を点検・評価し、政策評価を行います。

●ACTION（取組の見直し）

点検・評価（Check）の結果を踏まえ、事業の継続、強化、縮小、廃止など、必要に応じて事業の見直しや改善を行い、次年度の事業計画（Plan）を見直します。



第2節 個別の行政計画との関係について

むらづくりに関わる政策・施策分野は多岐にわたります。総合振興計画は、これらの多岐にわたる行政分野の課題を横断的・総括的に捉え、総合的な事業の推進を図るための計画であり、村の最上位計画と位置づけられます。

一方、各分野の施策を適切かつ計画的に実施するため、それぞれの分野では各種計画を策定し、事業の推進を図っていますが、本計画の示す将来像の実現に向け、各分野の具体的な取組が実効的に展開されるためには、各分野別計画が本計画に示された政策・施策の方向性を反映したものである必要があります。

このため、今後新たに策定又は改訂を行う分野別計画・個別計画については、本計画の内容に即して策定すると共に、策定済の計画についても本計画との整合性をチェックし、必要に応じて適宜見直し、改訂を行います。

■主要計画一覧

計画名	所管課	始年	終年
第2次健康にしあわくら計画	保健福祉課	H28	R4
第3期西粟倉村特定健診など実施計画	保健福祉課	R1	R5
西粟倉村地域福祉計画	保健福祉課	R3	R12
西粟倉村子ども計画(次世代育成支援地域行動計画)	保健福祉課	H28	R6
西粟倉村子ども・子育て支援事業計画	保健福祉課	R2	R6
第8期西粟倉村介護保険事業計画	保健福祉課	R3	R5
西粟倉村高齢者保健福祉計画	保健福祉課	R3	R5
第2期障害者計画	保健福祉課	H27	R7
教育振興基本計画	教育委員会	H26	R5

計画名	所管課	始年	終年
教育行政方針	教育委員会	単年度	—
西粟倉村鳥獣被害防止計画	産業観光課	R2	R4
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	産業観光課	H28	R3
西粟倉村農業振興地域整備計画	産業観光課	H28	R7
西粟倉村森林整備計画	産業観光課	H30	R9
森林経営計画	産業観光課	R1	R5
西粟倉村 SDGs 未来都市計画	地方創生推進室	R1	—
西粟倉村公共施設等総合管理計画	総務企画課	H28	—
地域再生計画	地方創生推進室	R2	R6
吉井川地域森林計画	産業観光課	H30	R9
空き家等対策計画(策定予定)	総務企画課	—	—
英田圏域(美作市・西粟倉村)循環型社会形成推進地域計画	産業観光課	H29	—
分別収集計画	産業観光課	R2	R6
西粟倉村バイオマス産業都市構想	産業観光課	H26	—
西粟倉村環境モデル都市行動計画	産業観光課	R1	R5
西粟倉村地球温暖化対策実行計画事務事業編	産業観光課	H25	R3
簡易水道事業経営戦略	建設課	H29	R8
農業集落排水事業経営戦略	建設課	H29	R8
水道高料金対策実施計画	建設課	H24	—
水質検査計画	建設課	H24	—
西粟倉村田園環境整備マスタープラン	建設課	H15	—
西粟倉村地域防災計画	総務企画課	H28	—
人材育成基本方針	総務企画課	—	—
財政運営適正化計画	総務企画課	R2	R7
西粟倉村過疎地域自立促進計画	総務企画課	R3	R7
情報化推進計画(策定予定)	地方創生推進室	—	—